農地法許可申請書の提出書類

種　別 必要書類等	農地法第3条の許可 (権利移転や権利の設定)		農地法第4条の許可 (自分の農用地を転用)	農地法第5条の許可 (権利移転や設定の転用		書類等の発行所等
	譲渡(貸)人	譲受(借)人	申　請　人	譲渡(貸)人	譲受(借)人	
申　請　書	○(３部)		○(３部)	○(４部)		農業委員会
印　　鑑			○	○ 代理申請の時実印	○	申請人
自書の場合	省略可	省略可				
住　民　票 （他市町村に住所を有する方または申請書と登記簿謄本の住所が相違している場合は必要です。）	○(１部)	○(１部)	○(１部)	○(１部)	○(１部)	町民課 各市町村役場
営農計画書 （譲受人、借受人が他市町村に住所を有する方、新規就農者及び農業者年金受給に伴う使用貸借の場合は必要です。）		○(１部)				申請人
耕作証明書 （譲受人、借受人が他市町村に住所を有する方は必要です。）		○(１部)				住所を有する各市町村農業委員会
登記事項証明書(全部事項証明) (旧:登記簿謄本のこと)	○(１部)		○(１部)	○(１部)		法務局
転用事業計画書			○(２部)		○(２部)	申請人
申請地の見取図 (位置図、住宅地図で可)			○(２部)		○(２部)	申請人
申請土地周辺の地番、地目等が表示された図面 （法務局からの公図等）			○(２部)		○(２部)	法務局
建物・施設の平面図			○(２)		○(２)	申請人
申請土地への配置図			○(２)		○(２)	申請人
貸　借　契　約　書 （使用貸借・賃貸借）	○(２)					農業委員会

※受付期間は毎月１日から１０日までです。

※○印は必要書類で、（　)内数字はその提出部数です。このほか同意書及び意見書等が必要なときがあります。

※分筆、または相続等を要するものは、その登記手続きを先にして下さい。

※宅地等の転用申請には、雑排水の浄化処理方法も書面で提出して下さい。

※法人の場合は、定款の写し、組合員名簿又は株主名簿の写し等が必要になる場合がありますので、詳しくは農業委員会にお尋ねください。